

新型コロナウイルス感染症への対応状況（兵庫県）

令和2年3月19日
兵庫県新型コロナウイルス
感染症対策本部

区分	対策	対応状況（3月18日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等（緊急対応策等）																
積極的疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> ・感染経路の疫学調査 ・濃厚接触者の健康観察 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者の行動調査により、感染経路および濃厚接触者を特定するための調査を実施中 ○濃厚接触者の14日間の健康観察・有症状時のPCR検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者の行動調査により、感染経路および濃厚接触者を特定するための調査を実施 ○濃厚接触者の14日間の健康観察・有症状時のPCR検査 																	
検査・医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症病床をはじめ専用の入院病床確保（全県154床） ・帰国者・接触者外来の設置支援（感染症指定病院を含む40ヶ所） ・民間医療機関との連携 ・医療用マスク、手袋等の確保（関係団体へ要請） ・検査試薬の追加購入（県立健康科学研究所） 	<p>(1) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入院病床確保 <ul style="list-style-type: none"> ①第1・2種感染症指定医療機関9病院54床 ②帰国者・接触者外来医療機関等 約150床確保済 ○帰国者・接触者外来の設置支援（31病院） ○個人防護具、空気清浄機等の院内感染防止のための設備等の整備支援 <p>(2) 医療用マスク等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県全体として、1カ月分の使用量(270万枚)の在庫はあるが、約4割の病院においては、1カ月以内に在庫がなくなる状況（県内医療機関におけるマスク推計） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サージカルマスク</td> <td>3,726千枚</td> <td>2,620千枚</td> <td>1,106千枚</td> </tr> <tr> <td>N95マスク</td> <td>200千枚</td> <td>76千枚</td> <td>124千枚</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,926千枚</td> <td>2,696千枚</td> <td>1,230千枚</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【3/10現在 医務課調 ※3月末に再調査予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県医薬品卸業協会へマスク提供の依頼(3/11) ・国に対して医療用マスク（N95マスク）を県及び感染症医療機関等への優先供給（購入）を要請(3/12) 	区分	在庫	使用量/(月)	差引	サージカルマスク	3,726千枚	2,620千枚	1,106千枚	N95マスク	200千枚	76千枚	124千枚	合計	3,926千枚	2,696千枚	1,230千枚	<p>(1) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入院体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・今後、入院を要する患者の増大にも対応できるよう、一定の感染症予防策等を講じた上で、さらに約100床の確保を目指す。 ・医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、備品整備等を支援（対象）人工呼吸器、人工肺、個人防護服 ・感染症病床以外の入院病床を確保するため、空床補償経費を支援 ○新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器の有無など医療機能情報や入院患者数などの病床情報の共有、一元管理を行い、患者の症状に応じた適切な入院調整を行うため、県対策本部内に設置。 <詳細は別添資料のとおり> ○外来医療体制の強化・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来医療機関の増加（31→40）を目指す ・臨時外来設置、一般医療機関での外来対応に向け調整を実施 <p>(2) 医療用マスク等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国が買い上げたサージカルマスク（約61万枚）について、医療機関の不足状況を考慮し、順次配布（3月中） ○中国（広東省）から支援のあったマスク（約65万枚）について、医療機関等の不足状況を考慮し、順次配布（3月23日に中国から発送予定） 	<p>○マスク対策</p> <p>①マスクの転売防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活安定緊急措置法施行令を改正し、マスクを指定（3/10閣議決定、3/15施行） <p>②布製マスクの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が再利用可能な布製マスク2,000万枚を一括購入し、地方公共団体の協力も得て、介護施設等に1人1枚配布 <p>③医療用マスクの安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が1,500万枚を購入し、地方公共団体等を経由して、必要な医療機関に優先配布 <p>④マスクメーカーに対する更なる増産支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内市場へのマスク供給量の一層の積み増し ・補助率:中小企業3/4、大企業2/3 <p>○PCR検査体制の強化</p> <p>①民間検査機関等への検査設備の導入を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査設備の導入を支援（補助率:1/2）本年3月中に7,000件/日に拡大 <p>②PCR検査の保険適用（自己負担が生じないよう公費補助）</p> <p>○医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床の稼働状況、帰国者・接触者外来受診者数等の調査・報告 ・感染状況の進展に応じた、段階的な医療提供体制への移行への準備（帰国者・接触者外来の増設や体制の強化、一般医療機関における外来診療の実施や必要病床の確保等） ・患者数が大幅に増えたときの外来・入院患者数の医療需要の計算と必要な医療提供体制の確保
区分	在庫	使用量/(月)	差引																	
サージカルマスク	3,726千枚	2,620千枚	1,106千枚																	
N95マスク	200千枚	76千枚	124千枚																	
合計	3,926千枚	2,696千枚	1,230千枚																	

区分	対策	対応状況（3月18日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等（緊急対応策等）						
		<p>・医療機器販売事業者へ働きかけ（3/17 実施、3/23 にも実施予定）</p> <p>・国備蓄マスク（8万6千枚）を感染症指定医療機関等に優先的に配布（15 病院、2 団体）（3/18）</p> <p>○県立病院：</p> <p>・感染症指定医療機関等に①ジャック・マー氏寄贈分（3/16 10,000 枚）、②国送付（各省庁保有）分（3/18 31,000 枚）を配布済</p> <p>・県立病院全体の医療用マスクの備蓄は4月上旬に枯渇見込み</p> <p>※入手困難なため、使用枚数を抑制するとともに、新たな入手ルートを早急に模索中</p> <p>※1日あたり使用枚数：約13,000枚</p> <p>・全国知事会において、国の責任における確保・調達を要望</p> <p>(3) 検査体制</p> <p>○当面は県立健康科学研究所及び県内3カ所の地方衛生研究所の検査で対応</p> <p>・1日あたり検査可能件数 162 件（県 90, 神戸 24, 姫路 24, 尼崎 24）</p> <p>最大実績（3月12日） 110 件</p> <p>○検査試薬の追加（1,000 人分購入済み）</p> <p>※検査実施 759 件（3/18 現在）</p>	<p>(3) 検査体制</p> <p>○検査数増に備え、PCR 検査を実施可能な医療機関等に協力を求めている。</p> <p>（3/19 より他の検査所の協力により、約100件の検査を実施）</p> <p>○検査試薬の更なる追加購入</p> <p>今後の感染拡大に備え、14,000 人分を追加購入（1日最大80件×2カ月分）</p>							
相談・情報提供	<p>・24時間対応コールセンター（相談窓口 078-362-9980）の設置</p> <p>・帰国者・接触者相談センターの設置</p> <p>・インターネット等を活用した情報提供</p> <p>・こころのケア相談の実施</p> <p>・在留外国人等に対する多言語での生活相談</p>	<p>(1) 相談窓口の設置</p> <p>〈相談件数〉</p> <table border="1" data-bbox="667 1333 1389 1579"> <tr> <td data-bbox="667 1333 1053 1417">①24時間コールセンター（4人1組×3班体制）</td> <td data-bbox="1053 1333 1389 1417">5,894 件 （2/28～3/18）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1417 1053 1501">②帰国者・接触者相談センター</td> <td data-bbox="1053 1417 1389 1501">県内感染者確認前 （2/7～2/29）1,605 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1053 1501 1389 1579">県内感染者確認後 （3/1～3/16）3,647 件</td> </tr> </table> <p>(2) 情報提供</p> <p>○県民向けメッセージの発信等</p> <p>(3) 県精神保健福祉センターでのこころのケア相談</p> <p>〈相談件数〉22 件（2/7～3/16）</p> <p>(4) 在留外国人等に対する多言語での生活相談</p> <p>○ひょうご多文化共生総合相談センターにおいて週末相談を含む11言語対応を実施</p>	①24時間コールセンター（4人1組×3班体制）	5,894 件 （2/28～3/18）	②帰国者・接触者相談センター	県内感染者確認前 （2/7～2/29）1,605 件		県内感染者確認後 （3/1～3/16）3,647 件	<p>(1) 相談窓口の設置</p> <p>○相談件数が増加した場合、回線数の増で対応</p> <p>(2) 情報提供</p> <p>○県民向けメッセージの発信等</p> <p>(3) 県精神保健福祉センターでのこころのケア相談</p> <p>○相談窓口の周知等</p> <p>(4) 在留外国人等に対する多言語での生活相談</p> <p>○ひょうご多文化共生総合相談センターにおいて週末相談を含む11言語対応を実施</p>	○集団感染の防止、家庭内での注意事項のお願い（3/1 厚労省）
①24時間コールセンター（4人1組×3班体制）	5,894 件 （2/28～3/18）									
②帰国者・接触者相談センター	県内感染者確認前 （2/7～2/29）1,605 件									
	県内感染者確認後 （3/1～3/16）3,647 件									

区分	対策	対応状況（3月18日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等（緊急対応策等）
学 校 等	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、各種専修学校等の臨時休業(3/3～3/15)の要請 ・卒業式（特別支援学校等）は当面延期を要請 ・公立学校の高校入試は予定どおり実施 ・保育所・幼稚園等は除く ・臨時休業期間中の児童生徒のSNSによる相談受付時間を拡充 	<p>(1) 県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3/3(火)～春季休業日の前日（3/23(月)）まで臨時休業。 <u>ただし、補講や学習指導のために臨時休業期間中、2日を限度に登校日の設定を認める。</u> ○3/16(月)の週に予定している特別支援学校の卒業式は、<u>予防措置を講じた上で、簡素化し実施（25校）</u> ○新1年生への入学者説明会は、<u>予防措置を講じた上で、簡素化し実施</u> <p>(2) 市町立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置者判断により臨時休業を決定 <p>(3) 私立小中高</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨時休業期間の延長（3/23まで）等を要請（県教育委員会と同様の対応） ・休業要請 100校、休業実施 100校 <p>(4) 専修学校・各種学校（私学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨時休業期間の延長（3/23まで）等を要請（県教育委員会と同様の対応） ・休業要請 122校、休業実施 105校、通常どおり 17校 <p>【参考】私立幼稚園(190園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要のある子どもの受入等あり 152園、通常保育 13園、休業実施 25園 <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○神出学園（3/2～3/15）休校（修了式 3/11 簡素に実施） ○山の学校（3/2～3/5）休校（修了式 3/6 簡素に実施） ○総合衛生学院（3/6～3/16）休業 ○農業大学校（3/2～4/9）休業（卒業式 3/24 簡素に実施予定） ○森林大学校（3/2～3/15）休業（卒業式 3/19 簡素に実施予定） 	<p>(1) 県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 春季休業中においても引き続き感染症防止対策を徹底し、以下の内容により学校運営を行う。 ○児童生徒及び教職員の健康管理を引き続き徹底する。外出するか否かは外出先の感染状況を踏まえ、保護者と相談（各自）のうえ、判断する。 ○部活動は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・活動場所は校内のみ。密集、換気、飛沫感染となる会話等に留意する。 ・活動時間は1日2時間を上限。 ・少なくとも月～金に2日、土日に1日の計3日は休む ・対外試合・合同試合は行わない。 ○新学期は例年どおりとする方向で準備する <p>(2) 市町立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○春季休業期間中の取扱いについて、県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断 <p>(3) 私立小中高</p> <ul style="list-style-type: none"> ○春季休業期間中の取扱いについて、県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断 <p>(4) 専修学校・各種学校（私学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○春季休業期間中の取扱いについて、県教育委員会の対応を参酌して設置者が判断 <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○神出学園 3/11 修了式以降、春季休業 ○山の学校 3/6 修了式以降、春季休業 ○総合衛生学院（3/16～4/5）春季休業 <ul style="list-style-type: none"> ※4/6 始業式 ※4/7 入学式縮小開催予定（入学生と学校関係者のみ） ※ただし、本部会議及び県内の発生状況により適宜検討 ○農業大学校（3/2～4/9）休業（卒業式 3/24 簡素に実施予定） ○森林大学校（3/2～4/5）休業（卒業式 3/19 簡素に実施予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中・高校及び特別支援学校等の一斉臨時休業 <ul style="list-style-type: none"> ・一斉臨時休業の要請（2/28 文科省通知） ・児童生徒の外出に関する留意事項（3/4 文科省） （軽い風邪症状でも外出を控える、イベント等の参加自粛） ・春季休業期間中の留意点（3/17 文科省） ○子供の学び応援サイトの公開（3/2 文科省） <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業期間における学習支援コンテンツを紹介 ○学校給食休止への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援（補助率:3/4）（3/10 文科省） ○遠隔授業サービス「Zoom」の学校への無料提供（3/1 経産省） <ul style="list-style-type: none"> ・米民間クラウドビデオ会議サービス「Zoom」を4/30まで無料提供

区分	対策	対応状況（3月18日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策等）
		<p>○公共職業能力開発施設（ものづくり大学校等）修了要件をみだしていない者対象の補講のみ実施（修了式・卒業式は中止）</p> <p>(6) SNSによる相談受付時間を拡充（3/3～） （現行）17:00～20:30 →（拡充後）12:00～20:30 〈相談件数〉55件（3/3～3/17）</p>	<p>○公共職業能力開発施設 春季休業</p> <p>(6) SNSによる相談受付 相談受付時間 12:00～20:30（3/25まで）</p>	
社会教育施設等	<p>・原則として、会場の状況等を踏まえて主催者が決定（新型インフルエンザ時の対応に準ずる）</p>	<p>(1) 対応方針</p> <p>①県主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/19まで開催を自粛（3/20以降は感染状況等を踏まえ決定） ・一部、3/16以降の鑑賞のみの自主事業は再開 <p>②貸館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の判断による <p>(2) 主な施設の対応状況</p> <p>①芸術文化施設</p> <p>県立美術館、県立美術館王子分館（横尾忠則現代美術館・原田の森ギャラリー）、兵庫陶芸美術館、県立図書館、県立歴史博物館、人と自然の博物館、コウノトリの郷公園、県立考古博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞のみの自主事業は再開 （イベント及び各種講座等は3/19まで引き続き自粛） ・その他貸館事業等の中止・延期は、主催者の自主判断 <p>芸術文化センター、尼崎青少年創造劇場、兵庫県民会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県主催事業の中止・延期 ・その他貸館事業等の中止・延期は、主催者の自主判断 <p>②高齢者大学等</p> <p>いなみ野学園、阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学（5大学）、ふるさとひょうご創生塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業式及び講座の中止・延期 <p>③生活創造センター等</p> <p>生活創造センター・文化会館等、ひょうごボランティアプラザ、消費生活情報プラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営者主催の不特定多数が集うイベントの中止・延期 ・貸館利用は感染症対策の上で、主催者・利用者の自主判断 休館：神戸生活創造センター（3/5～19） <p>④ひょうご環境体験館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/4～3/19 休館 	<p>(1) 対応方針</p> <p>①県主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/31まで自粛を基本とする現行の運営を継続 <p>②貸館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者の判断による <p>(2) 主な施設の対応状況</p> <p>①芸術文化施設</p> <p>県立美術館、県立美術館王子分館（横尾忠則現代美術館・原田の森ギャラリー）、兵庫陶芸美術館、県立図書館、県立歴史博物館、人と自然の博物館、コウノトリの郷公園、県立考古博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/31まで鑑賞のみの自主事業を除き自粛 （イベント及び各種講座等は3/31まで引き続き自粛） ・その他貸館事業等の中止・延期は、主催者の自主判断 <p>芸術文化センター、尼崎青少年創造劇場、兵庫県民会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県主催事業の中止・延期 ・その他貸館事業等の中止・延期は、主催者の自主判断 <p>②高齢者大学等</p> <p>いなみ野学園、阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学（5大学）、ふるさとひょうご創生塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業式及び講座の中止・延期 <p>③生活創造センター等</p> <p>生活創造センター・文化会館等、ひょうごボランティアプラザ、消費生活情報プラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営者主催の不特定多数が集うイベントの中止・延期 ・貸館利用は感染症対策の上で、主催者・利用者の自主判断 <p>④ひょうご環境体験館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/4～3/31 休館 	<p>○社会教育施設において行われるイベント・講座等（2/26 文科省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国として全国的なイベント等の開催に係る方針が示されたことを受け、今後2週間に予定されているものについて中止、延期、規模縮小等の対応 <p>○社会教育施設において行われるイベント・講座等（3/11 文科省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の方が集まるような様々なイベント・講座等については、今後10日間程度に予定されているものについて、引き続き、中止、延期または規模縮小等の対応

区分	対策	対応状況（3月18日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等（緊急対応策等）																								
		<p>⑤障害者スポーツ交流館 ・2/28～3/12 休館</p> <p>⑥ふれあいスポーツ交流館 ・3/5～3/16 トレーニング室 閉鎖</p> <p>⑦体育施設 総合体育館、文化体育館、海洋体育館、円山川公苑、奥猪名健康の郷、武道館、兔和野高原野外教育センター、弓道場、神戸西テニスコート</p> <p>・指定管理者に対し、3/19 まで現行の取扱いの継続を要請</p>	<p>⑤障害者スポーツ交流館 ・2/28～3/31 休館</p> <p>⑥ふれあいスポーツ交流館 ・3/5～3/31 トレーニング室 閉鎖</p> <p>⑦体育施設 総合体育館、文化体育館、海洋体育館、円山川公苑、奥猪名健康の郷、武道館、兔和野高原野外教育センター、弓道場、神戸西テニスコート</p> <p>・指定管理者に対し、3/31 まで現行の取扱いの継続を要請</p> <p>(3) 県立都市公園における花見の対応 花見期間中（3月20日から4月5日まで）、次のとおりとする。 ・一般花見客の来園・宴会は妨げないが、飲酒の自粛を求める。（期間中、酒類の自動販売機は休止） ・滞留防止のため、露店等の出店は不可。 ・密集の恐れが高い場所に、一定の間隔で目印を設ける等の密集防止策を講じる。</p>																									
<p>社会福祉施設</p> <p>・感染症防止対策徹底の注意喚起（施設利用者及び職員の健康管理を含む）</p>		<p>(1) 高齢者施設、障害者施設等</p> <p>○国通知に基づき、感染症防止対策の注意喚起を実施</p> <p>・高齢者施設、障害者施設等での不要不急の面会の自粛</p> <p>・面会者へのマスク着用の要請</p> <p>・まん延期には面会中止</p> <p>・患者発生及び濃厚接触者が多数確認された通所・短期入所サービスへの休業要請</p> <p>※訪問サービス事業者等に対して、自宅待機中の方へ必要な代替サービス提供の協力依頼</p> <p>○寄附を受けたハンドジェル5千本を施設に配布</p> <p>○高齢者福祉施設のマスク・アルコール消毒液備蓄状況</p> <table border="1" data-bbox="715 1398 1389 1530"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>7,922 千枚</td> <td>5,752 千枚</td> <td>2,170 千枚</td> </tr> <tr> <td>アルコール消毒液</td> <td>105 千リットル</td> <td>132 千リットル</td> <td>▲27 千リットル</td> </tr> </tbody> </table> <p>【3/18 時点 推計値】</p> <p>○「就労系障害福祉サービス事業所における在宅就労導入支援事業」に係る国庫申請予定（3/23 提出予定）</p> <p>・タブレット端末等、テレワークのシステム導入経費等を支援</p> <p>○障害者施設のマスク・アルコール消毒液備蓄状況</p> <table border="1" data-bbox="715 1745 1389 1877"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>1,646 千枚</td> <td>2,768 千枚</td> <td>▲1,122 千枚</td> </tr> <tr> <td>アルコール消毒液</td> <td>29 千リットル</td> <td>28 千リットル</td> <td>1 千リットル</td> </tr> </tbody> </table> <p>【3/18 時点 推計値】</p>	区分	在庫	使用量/(月)	差引	マスク	7,922 千枚	5,752 千枚	2,170 千枚	アルコール消毒液	105 千リットル	132 千リットル	▲27 千リットル	区分	在庫	使用量/(月)	差引	マスク	1,646 千枚	2,768 千枚	▲1,122 千枚	アルコール消毒液	29 千リットル	28 千リットル	1 千リットル	<p>(1) 高齢者施設、障害者施設等</p> <p>○介護職員が休暇を取得せざるをえない場合における応援職員の派遣旅費等を支援</p> <p>○就労系障害福祉サービス事業所における在宅就労の推進</p> <p>○社会福祉施設等の衛生管理体制強化のため、マスクの購入等を支援</p> <p>・市町を通じて、県内社会福祉施設等（施設と訪問系）に対し、マスク及び消毒用アルコールの備蓄状況を精査中</p>	<p>○社会福祉施設等における感染拡大の防止（2/27厚労省）</p> <p>〈3/5 国 対策本部会議〉</p> <p>・再利用可能な布製マスク 2,000 万枚を国で一括購入し、高齢者施設や障害者施設、保育所、学童保育の現場に提供する方針を首相が表明（1人1枚が行き渡る量を確保）</p> <p>○保育所、放課後児童クラブの対応</p> <p>・原則として開所（2/27 厚労省通知）</p> <p>・子どもの居場所の確保（3/2文科省・厚労省）</p> <p>・放課後児童クラブ等に教員が携わることで人的体制確保</p> <p>・学校の施設（教室、図書館等）の活用</p> <p>・財政措置（国庫10/10、保護者負担なし）</p> <p>○介護施設等に対する布製マスク配布</p> <p>・国が布製マスク2000万枚を一括購入、原則施設に直接送付（3/18各省庁通知）</p>
区分	在庫	使用量/(月)	差引																									
マスク	7,922 千枚	5,752 千枚	2,170 千枚																									
アルコール消毒液	105 千リットル	132 千リットル	▲27 千リットル																									
区分	在庫	使用量/(月)	差引																									
マスク	1,646 千枚	2,768 千枚	▲1,122 千枚																									
アルコール消毒液	29 千リットル	28 千リットル	1 千リットル																									

区分	対策	対応状況（3月18日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等（緊急対応策等）																								
		<p>→・全国知事会を通じ、高齢者福祉施設等に優先的に配布できるスキームの構築を要望</p> <p>○市町に対し、不足物資の確保についての相談窓口設置を依頼中。今後、国等から入手した物資分配で活用</p> <p>(2) 保育所・放課後児童クラブ等</p> <p>○国通知に基づき、感染予防に留意して原則開所を依頼</p> <p>○41市町で保育所実施</p> <p>○35市町で放課後児童クラブを実施(他市町は学校開放等に対応)</p> <p>○患者発生及び濃厚接触者が多数確認された保育所等への休業要請</p> <p>○保育所のマスク・アルコール消毒液備蓄状況</p> <table border="1" data-bbox="715 793 1389 932"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>126千枚</td> <td>232千枚</td> <td>▲106千枚</td> </tr> <tr> <td>アルコール消毒液</td> <td>3千リットル</td> <td>11千リットル</td> <td>▲8千リットル</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【3/18時点 推計値】</p> <p>○放課後児童クラブのマスク・アルコール消毒液備蓄状況</p> <table border="1" data-bbox="715 1024 1389 1163"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>在庫</th> <th>使用量/(月)</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク</td> <td>30千枚</td> <td>289千枚</td> <td>▲259千枚</td> </tr> <tr> <td>アルコール消毒液</td> <td>1千リットル</td> <td>3千リットル</td> <td>▲2千リットル</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【3/18時点 推計値】</p> <p>(3) その他</p> <p>○こどもの館（3/7～3/15）休館</p>	区分	在庫	使用量/(月)	差引	マスク	126千枚	232千枚	▲106千枚	アルコール消毒液	3千リットル	11千リットル	▲8千リットル	区分	在庫	使用量/(月)	差引	マスク	30千枚	289千枚	▲259千枚	アルコール消毒液	1千リットル	3千リットル	▲2千リットル	<p>(2) 保育所・放課後児童クラブ等</p> <p>・市町を通じて、保育所・放課後児童クラブ等に対し、マスク及び消毒用アルコールの備蓄状況を精査中</p> <p>(3) その他</p> <p>○こどもの館（3/16～）一部開館</p>	
区分	在庫	使用量/(月)	差引																									
マスク	126千枚	232千枚	▲106千枚																									
アルコール消毒液	3千リットル	11千リットル	▲8千リットル																									
区分	在庫	使用量/(月)	差引																									
マスク	30千枚	289千枚	▲259千枚																									
アルコール消毒液	1千リットル	3千リットル	▲2千リットル																									
企業	<p>・時差出勤、テレワーク等の活用を要請</p> <p>・中小企業融資制度</p> <p>・金融対策特別相談窓口の設置（県地域金融室/ひょうご・神戸経営相談センター）</p>	<p>(1) 時差出勤、テレワーク等の活用要請</p> <p>○県商工会議所連合会、県商工会連合会をはじめ関係117団体を通じ、事業所等へ時差出勤、テレワーク等の活用について要請済み</p> <p>○交通事業者に対し、時差出勤への対応を要請（3/11）</p> <p><u>交通事業者の対応状況を把握（3/13）</u></p> <p>・鉄道・路線バスとも、利用者数が減少しており、時差出勤に伴うピーク時の新たな混雑の発生は見受けられない</p> <p>○ホームページにより雇用調整助成金の活用を周知</p>	<p>(1) 時差出勤、テレワーク等の活用要請</p> <p>○適宜情報収集に努め、状況を把握</p>	<p>〈休業等への対応〉</p> <p>○雇用調整助成金の特例措置の拡大</p> <p>・全事業主へ対象を拡大（8,330円/日上限×100日、補助率：大企業1/2、中小企業2/3）</p> <p>・緊急事態宣言を発出した地域は、更なる特例措置（①助成率引上（大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5）、②非正規別途措置）</p> <p>○休校等による保護者の休暇取得支援（3/10国対策本部会議）</p> <p>・全事業主に対し助成（正規・非正規とも、上限：8,330円/日）</p> <p>・委託を受けて仕事をする個人を支援（上限：4,100円/日）</p> <p>○国保・後期高齢者医療における傷病手当金の支給（3/10厚労省通知）</p> <p>・給与収入の2/3相当額を支給する保険者への10/10助成</p>																								

区分	対策	対応状況（3月18日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策等）
		<p>(2) 中小企業融資制度による対応</p> <p>○経営活性化資金【新型コロナウイルス対策】(3/16～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査期間を1週間程度に短縮（通常3週間） ・限度額（運転資金）3,000万円→5,000万円 <p>○借換資金【新型コロナウイルス対策】(3/16～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往債務の返済負担を軽減 ・限度額1億円→2.8億円、貸付利率0.7%+保証料率0.8%=1.5%、業歴1年以上→3か月以上 <p>○新型コロナウイルス危機対応資金(3/16～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機関連保証（全国的経済危機等）を活用し、経営円滑化貸付を拡充（別枠で限度額2.8億円） ・貸付利率0.7%+保証料率0.8%=1.5%、業歴1年以上→3か月以上 <p>○新型コロナウイルス対策資金(2/25～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号（突発的地域災害、3/2）、5号（業況悪化業種）を活用し、経営円滑化貸付を拡充（別枠で限度額2.8億円） ・貸付利率0.7%+保証料率0.8%=1.5%、業歴1年以上→3か月以上 <p>(3) 金融対策特別相談窓口(1/31～)</p> <p>○相談件数：684件(3/18時点)</p> <p>(4) 金融機関への配慮要請</p> <p>○中小企業融資制度取扱金融機関に対し既往債務に係る返済緩和のための条件変更等の弾力的な運用を要請(2/18)</p> <p>○県内信用金庫に対し、制度融資の積極的な活用を依頼(3/11)</p> <p>(5) 調達における対応</p> <p>○事業者の実情や要望等を踏まえ、予算の繰越(明許・事故)について、柔軟に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ※相談のあった3件を明許繰越で計上予定 <p>○国通知を受け、各市町・庁内契約担当課等へ周知(3/9)</p>	<p>(2) 中小企業融資制度による対応</p> <p>○経営活性化資金【新型コロナウイルス対策】</p> <p>○借換資金【新型コロナウイルス対策】</p> <p>○新型コロナウイルス危機対応資金（経営円滑化貸付を拡充）</p> <p>○新型コロナウイルス対策資金（経営円滑化貸付を拡充）</p> <p>(3) 金融対策特別相談窓口(1/31～)</p> <p>(4) 金融機関への配慮要請</p> <p>○県内金融機関へ制度融資拡充の再周知（予定）</p>	<p>○時間外労働等改善助成金の特例(3/10 国対策本部会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策によるテレワーク導入助成金の追加募集（1企業上限：100万円） <p>〈金融面の対応〉</p> <p>○政策金融公庫による融資の拡充</p> <p>①「新型コロナウイルス感染症特別貸付」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付利率：3,000万円以下かつ当初3年間「基準利率（災害）-0.9%」 <p>②特別利子補給制度（詳細検討中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率：①の3,000万円以下の部分に係る「基準利率（災害）-0.9%」の利子 <p>○小規模事業者経営改善資金融資（マル経）の金利引き下げ（当初3年間▲0.9%）</p> <p>○金融機関等に適時適切な貸出、既往債務の条件変更等の実施を要請</p> <p>〈地方公共団体における調達〉</p> <p>○地方公共団体の調達における対応(3/3 総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期、納期、契約金額等の適切な見直し ・随意契約、予算繰越の活用 <p>○官公需における中小企業への配慮(3/3 中企庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期、納期、予定金額等の適切な見直し ・契約の着実な履行、迅速な支払い

区分	対策	対応状況（3月18日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等（緊急対応策等）
		<p>○公共工事・業務受注者の意向を踏まえ、工事又は業務の一時中止等柔軟に対応（一時中止期間は3/19まで）</p> <p><u>・工事1件、委託12件について、3月15日までの一時中止を実施うち委託6件（2社）は、延長により3月19日まで継続</u></p>	<p>○3/19以降の対応について、国からの要請及び一時中止中の2社の意向を踏まえ検討</p>	<p>○公共事業の一時中止等（2/27 国交省）</p> <p>・公共工事・業務受注者の意向を踏まえ、工事又は業務の一時中止等柔軟に対応（一時中止期間は3/15まで）</p> <p>○公共事業の一時中止等の延長（3/11 国交省）</p> <p>・一時中止等を実施している受注者の意向を確認し、申し出があれば最長で3/19まで一時中止を延長</p> <p>〈学校給食の休止に伴う未利用食品等への対応〉</p> <p>○フードバンク活用の促進対策（3/10 農水省）</p> <p>・給食未利用食材をフードバンクへ寄付する際の輸送費等の支援</p>
にぎわい復活・誘客支援	<p>・観光基盤整備</p> <p>・感染終息後の対策</p>	<p>(1) 魅力的な旅行コンテンツの造成支援</p> <p>○「周遊・体験型コンテンツの創出・PR事業」に係る国庫申請済み</p> <p>(2) 訪日外国人旅行者受入環境の整備支援</p> <p>○「INFORMATION ひょうご・関西（伊丹空港）旅行者向け機能拡充事業」に係る国庫申請予定（4月上旬受付開始見込）</p>	<p>(1) 感染終息後の対策</p> <p>感染終息の見通しが立ち次第、国の動向も踏まえた対策を検討</p> <p>○にぎわい復活・誘客支援</p> <p>○販路拡大支援</p>	<p>○「魅力的な滞在コンテンツ造成支援事業」及び「インバウンド受入環境整備支援事業」について、<u>元年度予備費で予算枠を別途確保（3/10 閣議決定）</u></p> <p>○感染終息後の観光需要の喚起など、国を挙げたキャンペーンの実施を今後検討（3/10 国対策本部会議）</p>
イベント等	<p>・原則として、会場の状況等を踏まえ、不特定多数の者の集う開催を自粛・要請</p> <p>・発熱等、風邪症状が見られる場合の外出自粛の要請</p> <p>・施設管理者への消毒液設置など感染防止措置の徹底</p> <p>・施設利用者への手洗いや咳エチケットの徹底</p>	<p>○感染症対策の措置徹底、集客イベントの中止・延期等</p> <p><u>○県立都市公園における花見の対応</u></p> <p><u>・さくらまつり等、公園内での花見に関するイベントは自粛</u></p>	<p>○感染症対策の措置徹底、集客イベントの中止・延期等</p>	<p>〈2/26 国 対策本部会議〉（安倍総理）</p> <p>○この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要。多数の方が集まる全国的なスポーツ、文化イベント等については、今後2週間中は中止、延期又は規模縮小等の対応を要請</p> <p>〈3/10 国 対策本部会議〉（安倍総理）</p> <p>○専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度はこれまでの取組の継続を要請</p>
予算		<p><u>○新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算の編成</u></p> <p><u>国の緊急対策第1弾を踏まえた補正予算について2月21日（金）に県議会に追加上程（3月4日議決）</u></p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算の編成</p> <p>国の緊急対策第2弾を踏まえた補正予算について開会中の県議会に追加上程予定</p>	<p>〈2/13 国 対策本部会議〉（安倍総理）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策</p> <p>水際対策とウイルスの国内まん延防止、国内の検査・治療・相談体制等の充実・拡充</p> <p>〈3/10 国 対策本部会議〉（安倍総理）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策-第2弾-予備費等を活用した現下の諸課題に適切に対処</p>

区分	対策	対応状況（3月18日時点）	今後の対応	国の主な対応・要請等 （緊急対応策等）
税		<u>○個人の県民税及び事業税の申告期限を延長（3/11 発表）</u> <u>（令和2年3月16日(月)→同年4月16日(木)）</u>	○個人の県民税及び事業税の申告期限を延長 （令和2年3月16日(月)→同年4月16日(木)）	○申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和2年4月16日（木）まで延長（3/6 国税庁告示）
その他 （庁内の対応）		職員関係 ○在宅勤務の登録拡大（小学生以下の子を養育する職員を優先） ○既存の時差出勤制度（E・L勤務）の弾力的運用 ○感染症拡大防止に係る特別休暇の適用（国に準じた取扱、適正な運用に努める）	職員関係 ○在宅勤務の登録拡大（小学生以下の子を養育する職員を優先） ○既存の時差出勤制度（E・L勤務）の弾力的運用 ○感染症拡大防止に係る特別休暇の適用（国に準じた取扱、適正な運用に努める）	○職員の柔軟な勤務体制の確保（2/27 総務省） ・テレワーク、時差出勤、適切な業務配分等 ○感染症拡大防止に係る特別休暇の適切な対応（3/5 総務省）

※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算（案）について

I 基本的な考え方

県内での複数の新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されている。引き続き、感染防止策に万全を期すとともに、今後の感染拡大にも備える必要がある。また、小中学校等の臨時休業や県内中小企業の売上減少等による経済的な影響など、直面する課題への対応が求められている。

このため、国の緊急対応策（第2弾）等を踏まえ、次のとおり補正予算を編成する。

1 基本方針

- (1) 社会福祉施設等での感染拡大防止、入院病床確保や外来医療体制の強化など「感染拡大防止と医療・検査体制の充実」
- (2) 生活資金の貸付、臨時休業中の放課後等デイサービスの利用者負担の支援や児童生徒の相談対応など「県民生活の安心確保」
- (3) 中小企業の売上減少への対応など「事業活動への支援」

2 財源の活用

補正予算案の編成にあたっては、将来の財政への影響に配慮し、国庫補助金や特別交付税（※）など、国の財源措置を最大限に活用し、残余は予備費の減額で対応する。

※ 国の緊急対策に伴う地方負担に対し8割が特別交付税措置され、令和元年度の特別交付税の算定で所要額を把握できないものは令和2年度に措置される。

II 補正予算の規模

1 会計別の規模

（単位：百万円、％）

区分	現計 A	今回 提案額 B	財源内訳				合計 C=A+B	前年 同期 対比
			国庫	特定	起債	一般		
一般会計	1,829,798	2,590	2,100	131	3	356	1,832,388	101.4
特別会計	1,600,775	0	0	0	0	0	1,600,775	101.9
計	3,430,573	2,590	2,100	131	3	356	3,433,163	101.7
公営企業会計	278,247	0	0	0	0	0	278,247	96.3
合計	3,708,820	2,590	2,100	131	3	356	3,711,410	101.2

※今回必要となる一般財源については、特別交付税により対応

2 施策体系別事業一覧

(単位:百万円)

事業名	金額	財源内訳			
		国庫	特定	起債	一般
新型コロナウイルス感染症緊急対策	2,783	2,100	131	3	549
1 感染拡大防止と医療・検査体制の充実	1,469	798	123	3	545
(1) 社会福祉施設等における衛生管理体制の強化	437	314	123	0	0
(2) 障害福祉施設における在宅就労の推進	5	5	0	0	0
(3) 社会福祉施設等の個室化改修の支援	37	34	0	3	0
(4) 検査体制の強化	28	15	0	0	13
(5) 入院医療体制の強化	520	260	0	0	260
(6) 入院病床の確保	340	170	0	0	170
(7) 外来医療体制の強化	100	0	0	0	100
(8) 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会の設置	1	0	0	0	1
(9) 県民・医療関係者向け医療提供体制の情報発信	1	0	0	0	1
2 県民生活の安心確保	1,314	1,302	8	0	4
(1) 社会福祉施設等の介護職員等の確保支援	3	3	0	0	0
(2) 生活福祉資金の拡充	869	869	0	0	0
(3) SNS 悩み相談窓口の延長	2	0	0	0	2
(4) 学校給食の衛生管理体制の強化	6	0	4	0	2
(5) 放課後等デイサービス利用者負担分等の支援	430	430	0	0	0
(6) 子ども食堂応援プロジェクト事業の緊急支援	4	0	4	0	0
3 事業活動への支援	0	0	0	0	0
(1) 中小企業への運転資金等支援		(既定の融資枠で対応)			
予備費	△ 193	0	0	0	△ 193
合計	2,590	2,100	131	3	356
一般会計	2,590	2,100	131	3	356

Ⅲ 事業の概要

1 感染拡大防止と医療・検査体制の充実

1,469,000 千円

(国庫 798,000、特定 123,000、起債 2,700、一般 545,300)

(1) 社会福祉施設等における衛生管理体制の強化

437,000 千円

(国庫 314,000、特定 123,000)

社会福祉施設等の衛生管理体制の強化のため、マスク等の購入等を支援

区 分	障害者支援施設 救護施設等	保育所等	幼稚園等	児童福祉施設	介護施設等
対象施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、救護施設、保護施設等	認可外保育施設	幼稚園、幼稚園型認定こども園	児童養護施設、乳児院等	特別養護老人ホーム、通所施設等
対象経費	マスク等の購入費、施設の消毒経費、感染予防のための広報・啓発費 (障害・救護それぞれで1自治体につき上限10,000千円)	マスク等の購入費、施設の消毒経費 (上限:150千円/施設)	マスク等の購入費 (上限:500千円/施設)	マスク等の購入費、施設の消毒経費 (上限:500千円/施設)	マスク等の購入費、施設の消毒経費、感染予防のための広報・啓発費
所要額	20,000千円	36,000千円 (240施設)	232,000千円 (464施設)	26,000千円 (52施設)	123,000千円
財 源	全額国庫	全額国庫	全額国庫	全額国庫	医療介護基金

(2) 障害福祉施設における在宅就労の推進

5,000 千円

(全額国庫)

就労系障害福祉サービス事業所における在宅就労を推進するため、タブレット端末の整備経費等を支援

- 対象施設 就労継続支援事業所A・B型、就労移行支援事業所
- 対象経費 タブレット端末等の整備費、導入研修費等
- 補助基準額 2,500 千円/事業所 (定員1人あたり250千円が上限)
- 補助率 10/10
- 事業期間 令和2年3月31日まで

(3) 社会福祉施設等の個室化改修の支援

37,000 千円

(国庫 34,000、起債 2,700、一般 300)

社会福祉施設等における感染拡大を防止するため、感染の疑いのある者を隔離するための個室化改修経費を支援

- 対象施設 介護施設 (入所施設のみ)、障害者支援施設、児童福祉施設
- 対象経費 多床室を個室化するための間仕切り壁、換気設備の整備等
- 負担割合 介護施設 国 10/10
障害者支援施設 国 1/2、県 1/4、事業者 1/4
児童福祉施設 国 10/10

(4) 検査体制の強化 28,000 千円
(国庫 15,000、一般 13,000)

今後の感染拡大に備え、行政検査を行うための検査試薬（14,000 件分）を追加購入

(5) 入院医療体制の強化 520,000 千円
(国庫 260,000、一般 260,000)

感染症病床以外での入院機能を確保するため、人工呼吸器等の備品整備を支援

○ 補助対象 新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関

○ 対象経費 人工呼吸器、人工肺、個人防護具等

○ 補助基準額

人工呼吸器	人工肺	個人防護具
2,221千円	14,000千円	3.6千円

○ 件数 40 施設、200 病床
(感染症指定医療機関 9 施設、その他医療機関 31 施設)

○ 補助率 10/10

○ 負担割合 国 1/2、県 1/2

○ 事業期間 令和 2 年 3 月 31 日まで

(6) 入院病床の確保 340,000 千円
(国庫 170,000、一般 170,000)

感染症病床以外での入院病床を確保するため、空床補償経費等を支援

○ 補助対象 新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関

○ 対象経費 空床補償経費、消毒経費

○ 補助基準額 空床補償経費：16,190 円／日・床

○ 件数 200 床

○ 補助率 10/10

○ 負担割合 国 1/2、県 1/2

○ 事業期間 令和 2 年 3 月 31 日まで

(7) 外来医療体制の強化

100,000 千円

(全額一般)

まん延期を迎えた場合に、一般医療機関及び診療所において、外来診療をするための設備整備費を支援

区 分	一般医療機関	診療所
対象経費	臨時外来設置経費 (テント等)	クリーンパーテーション等 設置費
補助単価	3,000千円	200千円
箇所数	20施設	200施設
所要額	60,000千円	40,000千円

(8) 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会の設置

500 千円

(全額一般)

状況の進展に応じた段階毎の医療提供体制等を検討するため、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置

- 構 成 員 感染症専門医師、地域医療・公衆医療の有識者、医師会、病院協会、行政等
- 検討内容
 - ・ 県内の状況及び段階毎の医療提供体制
 - ・ 感染期（まん延期）に外来を実施しない医療機関の設定
 - ・ 入院・検査体制の広域間調整ルール
 - ・ 住民・医療関係者への感染症対策、医療情報の発信方法
 - ・ 段階の変更及び小康時の判断 等
- 想定回数 5回

(9) 県民・医療関係者向け医療提供体制の情報発信

1,500 千円

(全額一般)

段階に応じた医療提供体制等を住民や医療関係者に周知するため、各種媒体を活用した積極的な広報を実施するとともに、広域での医療機関や消防本部等の対応を検討するため、医療情報の共有システム等を改修

- 事業内容
 - ・ 市町広報誌、新聞広告、ポスター等を活用して、段階毎の医療提供体制等を県民・医療関係者等に広報
 - ・ 各医療機関での新型コロナウイルス感染症の対応状況を公表するため、医療機関情報システム（県民向け）を改修
 - ・ 入院情報などの医療情報を広域で共有するため、広域災害・救急医療情報システム（医療関係者向け）を改修

2 県民生活の安心確保

1,314,000 千円

(国庫 1,302,000、特定 8,000、一般 4,000)

(1) 社会福祉施設等の介護職員等の確保支援

3,000 千円

(全額国庫)

学校の臨時休業に伴い介護職員等が休暇を取得する場合の応援職員の派遣旅費等を補助

- 実施方法 県直接執行

(2) 生活福祉資金の拡充

869,000 千円

(全額国庫)

収入減少等により一時的な資金が必要な方を支援するため、緊急貸付等を実施するための貸付原資を助成

- 貸付要件

区 分	緊急小口資金	総合支援資金
貸付額	10万円 (特別な場合 20万円)	20万円 (2人以上世帯の場合)
据置期間	2か月→1年以内	6か月→1年以内
償還期限	12か月→2年以内	10年以内

- 補助額 869,000 千円 (国基準額)
- 補助先 県社会福祉協議会
- 負担割合 国 10/10

(3) SNS悩み相談窓口の延長

2,000 千円

(全額一般)

小中学校等の一斉臨時休業に伴う児童生徒のSNS相談件数の増加に対応するため、休業期間中の相談受付時間を拡充

- 相談時間 (現行) 17:00～20:30 → (拡充後) 12:00～20:30
- 延長期間 3月3日～3月25日 (16日間・平日のみ)

(4) 学校給食の衛生管理体制の強化

6,000 千円

(特定 4,000、一般 2,000)

学校給食調理業者が給食再開に向けた衛生管理の徹底、改善を図るために行う職員研修や設備等の購入費を支援

- 対象経費及び補助上限
 - ・ 職員研修 220 千円
 - ・ 設備更新費 450 千円
 - ・ 消耗品費 300 千円
- 対象事業者 6 事業者

(5) 放課後等デイサービス利用者負担分等の支援 430,000 千円
(全額国庫)

特別支援学校の臨時休業に伴い増加する放課後等デイサービスの利用者負担等を支援

- 対象期間 令和2年3月2日～春休みの前日まで
- 負担割合 国 10/10

(6) 子ども食堂応援プロジェクト事業の緊急支援 4,000 千円
(ふるさとひょうご寄附基金繰入金)

感染予防を十分に行い、貧困世帯等の子どもに食事を提供する子ども食堂に対して、少人数又は分散開催の実施に要する経費を支援

- 対象経費 少人数又は分散開催の実施に伴う経費 (チラシ印刷費等)
マスクや消毒液等の購入費等
- 補助基準額 40 千円
- 箇所数 100 箇所

3 事業活動への支援

(1) 中小企業への運転資金等支援

① 経営円滑化貸付の拡充

(既定の融資枠で対応)

令和2年2月25日受付分から拡充している新型コロナウイルス対策貸付について、業歴1年未満の事業者を新たに対象とする要件緩和を行うとともに、国の危機関連保証発動に連動し、新型コロナウイルス危機対応貸付を整備

区分	経営円滑化貸付 〔現行〕	経営円滑化貸付〔3/14発表済〕 【今回要件緩和(下線部)】 (新型コロナウイルス対策貸付)	経営円滑化貸付 【今回新設】 (新型コロナウイルス危機対応貸付)
対象者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で次に該当する者 ・最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当する者 ・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%（※1）以上減少している者 ・ <u>業歴3か月以上1年1か月未満の場合は直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%（※1）以上減少している者等</u>	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当する者 ・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて15%以上減少している者 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合は直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、15%以上減少している者等
信用保証	一般保証	一般保証 セーフティネット保証4号・5号	危機関連保証
資金使途	運転資金	運転資金・設備資金	同左
利率等	貸付利率	0.80%	0.70%
	保証料率	1.15%	0.80% ※2
	貸付利率+保証料率	1.95%	1.50%
貸付限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2億8000万円	左記とは別枠で 1企業・1組合 2億8000万円
融資期間 (据置期間)	10年以内 (2年以内)	同左	同左
申込期間	通年	令和2年2月25日から 6月30日まで 業歴の要件緩和は、令和 2年3月16日から適用	令和2年3月16日から 令和3年1月31日まで

※1 セーフティネット保証5号を利用する場合。セーフティネット保証4号を利用する場合は20%

※2 セーフティネット保証4号・5号を利用した場合（一般保証を利用する場合は第5区分で1.15%）保証の別枠として2.8億円が利用可能。なお、セーフティネット保証5号については316業種を追加指定

- ② 借換等貸付の拡充 (既定の融資枠で対応)
 利子を含む既往債務の返済負担を軽減し、手元の流動性を確保するため、借換等貸付の要件を緩和

区 分		借換等貸付〔現行〕	借換等貸付〔3/10発表済〕 (新型コロナウイルス対策)【今回要件緩和(下線部)】
対 象 者		県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で次に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県制度融資等の借入残高がある者 	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5% (※1) 以上減少している者 ・ <u>業歴3か月以上1年1か月未満の場合は直近1か月の売上高等が直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して5% (※1) 以上減少している者等</u> ・ 県制度融資等の借入残高がある者
資金使途		既往借入金の返済資金 ただし、既往借入の当初借入額を上限に追加融資も可	同左
利 率 等	貸付利率	1. 50%	0. 70%
	保証料率	0. 90%	0. 80% ※2
	貸付利率+保証料率	2. 40%	1. 50%
貸付限度額		1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2億8000万円
融資期間(据置期間)		10年以内(1年以内)	同左
申込期間		通年	令和2年3月16日から6月30日まで

- ③ 経営活性化資金の拡充 (既定の融資枠で対応)
 資金フローの逼迫に対応するため、新規貸付申込に関する審査期間を短縮し、迅速に資金を供給

区 分		経営活性化資金〔現行〕	経営活性化資金〔3/10発表済〕 (新型コロナウイルス対策)
対 象 者		次の①から③の全てに該当する中小企業者 ① 県内で1年以上同一事業を営む者 ② 取扱金融機関と1年以上の与信取引がある者 ③ 税務署の受付印のある直近期の決算書の提出が可能な者等	左記に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け次に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5% (※1) 以上減少している者
信用保証		義務(一般保証に限定)	同左(セーフティネット保証を対象に追加)
資金使途		設備資金・運転資金	運転資金
貸付利率		金融機関所定金利	同左
貸付限度額		設備5,000万円、運転3,000万円	運転5,000万円
融資期間(据置期間)		設備5年以内(6か月以内)、運転3年以内(なし)	運転10年以内(1年以内)
申込期間		通年	令和2年3月16日から6月30日まで
取扱金融機関		兵庫県信用保証協会と本資金に係る覚書を締結している金融機関	同左

※1 セーフティネット保証5号を利用する場合。セーフティネット保証4号を利用の場合は20%

※2 セーフティネット保証4号・5号を利用した場合(一般保証を利用する場合は第5区分で1.15%)保証の別枠として2.8億円が利用可能。なお、セーフティネット保証5号については316業種を追加指定

政府の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策
-第2弾-(令和2年3月10日)の概要

1 対策総額

4,308億円(うち予備費2,715億円、既定予算1,593億円)

別途日本政策金融公庫等による金融措置1.6兆円

2 対策概要

●=今回の補正で本県に関連する項目

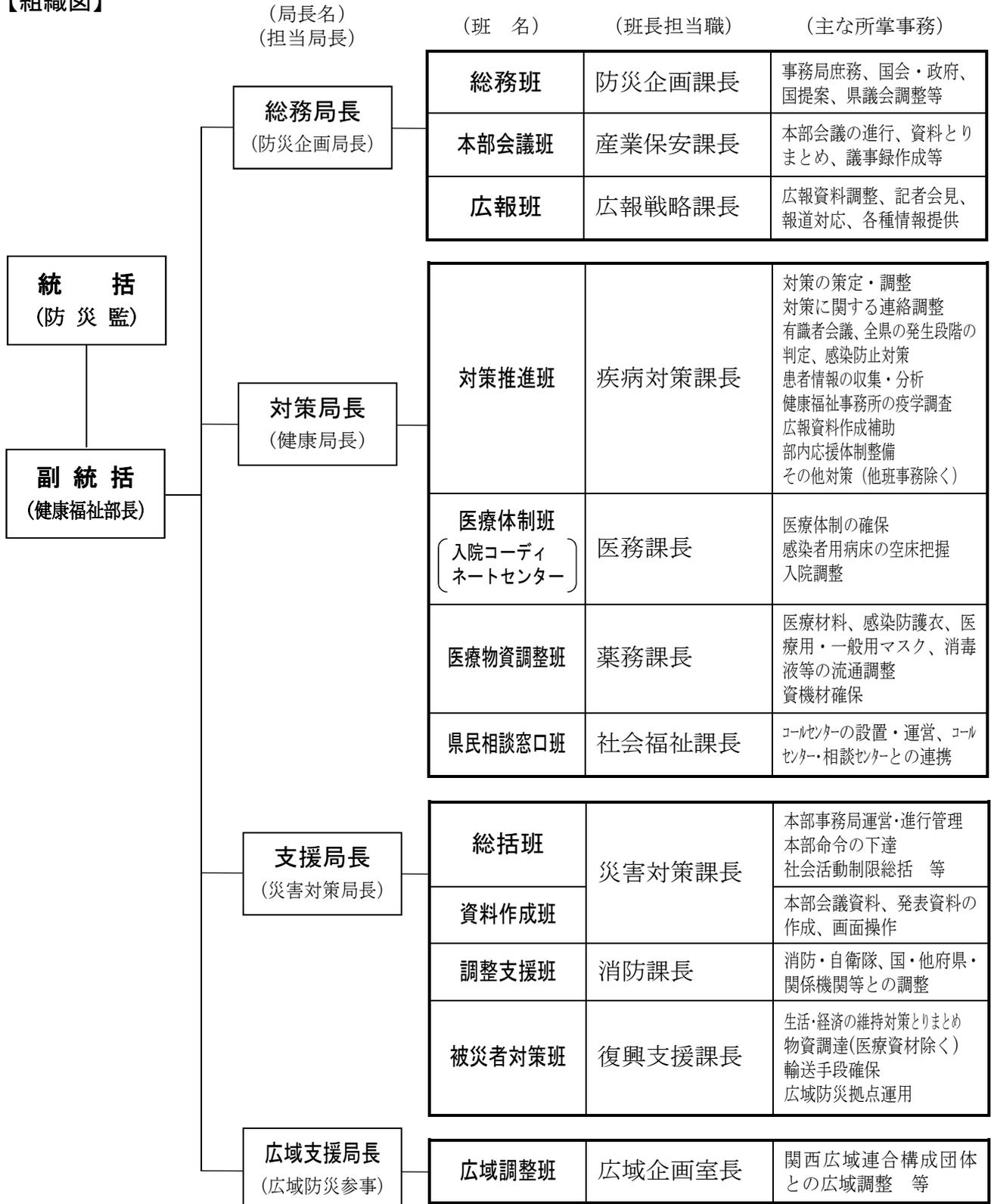
1	感染拡大防止策と医療提供体制の整備(486億円)
	(1) 感染拡大防止策(107億円)
	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者福祉施設、救護施設、保育所、幼稚園、児童福祉施設、介護施設等でのマスクや消毒液等の購入費等の支援 ●障害福祉施設における在宅就労の推進 ●介護施設、障害福祉施設、児童福祉施設等における感染疑いのある者を隔離するための個室化改修経費への支援 ○鉄軌道事業者における従業員感染対策、消毒液設置等の要請【国直接執行】
	(2) 需給両面からの総合的なマスク対策(186億円)
	<ul style="list-style-type: none"> ○国がマスクを一括購入し、医療機関(1,500万枚)や介護施設等(2,000万枚)に配布【国直接執行】 ○マスク転売行為の禁止 ○マスクメーカーに対する増産支援【国直接執行】
	(3) PCR検査体制の強化(10億円)
	<ul style="list-style-type: none"> ○民間検査機関等への検査設備導入の支援【国直接執行】 ○迅速ウイルス検査機器の供与【国直接執行】 ●感染症法に基づく保健所長又は医師の判断により実施する検査経費等の支援
	(4) 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速(161億円)
	<ul style="list-style-type: none"> ●感染病床以外の入院病床確保のための人工呼吸器、人工肺、個人防護具や空床補償経費等への支援 ○情報通信機器を用いた遠隔診療の推進【国直接執行】 ○ワクチンや簡易検査キットの早期開発に向けた取組の推進【国直接執行】
	(5) 症状がある方への対応
	○新型コロナウイルスに感染した被用者等に傷病手当金を支給する市町村等への財政支援
	(6) 情報発信の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ○発生状況や回復事例等の積極的な広報や多言語での適切迅速な情報提供【国直接執行】 ○相談窓口の多言語対応を行うための特別な体制整備に対する支援
2	学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応(2,463億円)
	(1) 保護者の休暇取得支援等(1,556億円)
	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少を補填【国直接執行】(日額8,330円、国10/10) ○業務委託を受けて働くフリーランス等への支援【国直接執行】(一定の要件を満たす場合、日額4,100円) ●社会福祉施設等の介護職員が休暇を取得する場合の応援職員の派遣経費等の支援
	(2) 個人向け緊急小口資金等の特例(207億円)
	<ul style="list-style-type: none"> ●収入減少があった世帯を対象とし、生活福祉資金の拡充等により支援 <ul style="list-style-type: none"> ・休業者等に対する緊急小口資金(10万円、特別な場合は20万円)の貸付 ・失業者等に対する総合支援資金の貸付

(3) 放課後児童クラブ等の体制強化等 (470億円)
○放課後児童クラブ等を午前中から開所する場合の追加経費を支援【市町実施】 ○ファミリーサポートセンター事業の利用料減免分を支援 (6,400円/日)【市町実施】 ○企業主導型ベビーシッター派遣事業の3月割引券上限引上げ(月24枚→月120枚)【市町実施】 ●放課後デイサービスの追加経費の支援
(4) 学校給食休止への対応 (212億円)
○学校給食費の保護者への返還要請に伴う学校設置者の負担額の支援(国3/4、地方1/4) ●衛生管理の徹底・改善等のための職員研修や設備購入費等の支援(国2/3、地方1/3) ○食品納入業者や生産者等に対する代替販路の確保や慈善団体等への寄付の輸送費支援【国直接執行】
(5) テレワーク等の推進 (12億円)
○中小企業事業主に対するテレワーク導入経費の支援【国直接執行】 ○特別休暇制度を整備した中小企業等に対する支援【国直接執行】
3 事業活動の縮小や雇用への対応 (1,192億円)
(1) 雇用調整助成金の特例措置の拡大 (374億円)
○要件緩和の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(濃厚接触者の休業等)【国直接執行】 ○特別な地域における助成率の上乗せ(中小:2/3→4/5、大企業:1/2→2/3)【国直接執行】
(2) 強力な資金繰り対策 (782億円) [別途、金融措置:1.6兆円規模]
○特別貸付制度を創設(5,000億円規模)し、売上急減の中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保融資【日本政策金融公庫等】 ●セーフティネット保証4号(100%保証、地域指定)、5号(80%保証、業種指定)を発動 ●危機関連保証(100%保証)を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置 ○農林漁業者に対する実質無利子・無担保融資【日本政策金融公庫等】 ○医療・福祉事業者に対する融資の無利子・無担保等の優遇措置【福祉医療機構】 ○資金繰りやサブライゼン再編支援【日本政策投資銀行・商工中金】
(3) サプライチェーン毀損への対応
○日本企業の海外事業の資金繰り等の支援【国際協力銀行】
(4) 観光業への対応 (36億円)
○魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示の充実等の誘客先の多角化支援 ○感染終息後の観光需要の喚起など、国を挙げたキャンペーンの実施【国において今後検討】
(5) 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化
○生活困窮者自立支援制度に基づく相談・支援制度の利用促進 ○民間団体が実施するSNSを活用した相談体制への支援の拡充
4 事態の変化に即応した緊急措置等 (168億円)
(1) 新たな法整備
○新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ特措法を適用
(2) 水際対策における迅速かつ機動的な対応
○上陸拒否・査証制限措置、検疫強化等
(3) 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等
●確定申告期限の延長、公共工事等の工期の延長や繰越の弾力的運用
(4) 国際連携の強化 (155億円)
○WHO等による緊急支援への貢献
(5) 地方公共団体における取組への財政支援
●地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応(特別交付税等)
合 計 (4,308億円)

新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局体制

兵庫県危機管理基本指針及び県新型インフルエンザ等対策本部設置要綱を基本とし、以下の通り事務局体制を構築する。

【組織図】



新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）の設置

県内で新型コロナウイルス感染症患者が増加している状況を鑑み、患者がその症状に応じた適切な医療を受けられるよう円滑な入院調整を行うため、「新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）」を設置する。

1 設置日

令和2年3月19日（木）

2 設置場所

新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置

3 業務内容

(1) 入院調整

- 各保健所の依頼により、新たな陽性患者の入院調整
- 受入患者の状況、入院患者の症状に応じた転院調整

(2) 情報の共有・一元管理

- 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用した情報共有
- 各医療機関に照会・問い合わせのうえ情報把握、情報の一元管理

〔医療機能情報〕

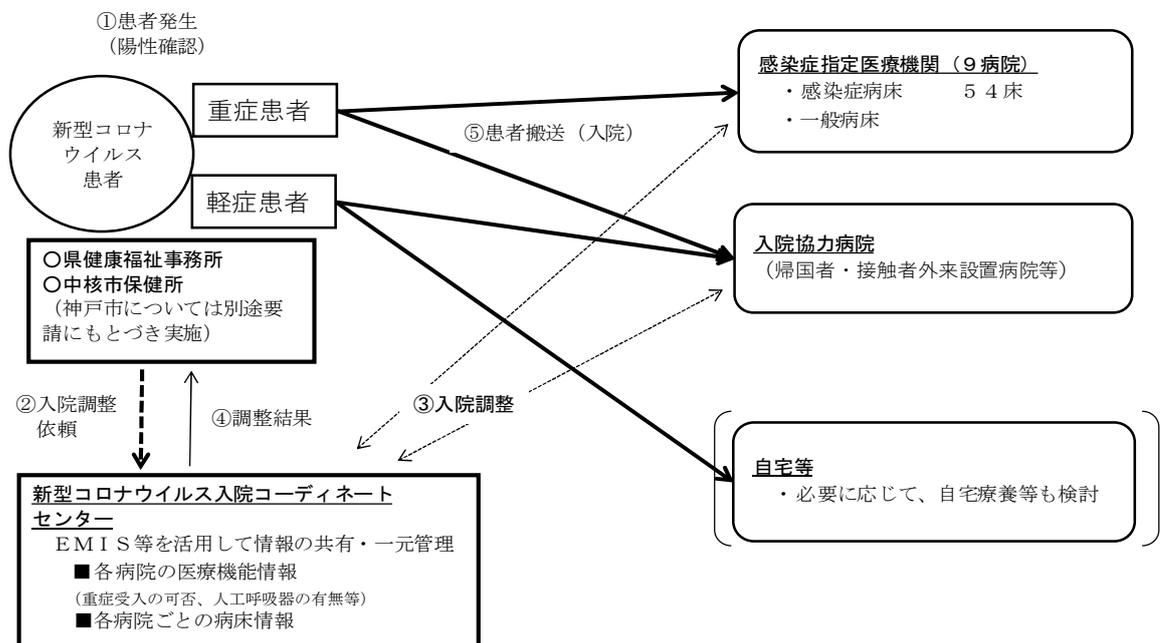
- ・ 症状別の患者受入可能人数
- ・ 人工呼吸器の有無
- ・ 特別な対応が必要な患者（透析患者・精神疾患・妊婦・小児患者等）の対応可否

〔病床情報〕

- ・ 入院中の患者数
- ・ 特別な対応が必要な入院患者数
- ・ 症状ごとの空床情報
- ・ 入院患者の症状

(3) 受入先となる医療機関の拡大・支援

- ・ 各医療機関と交渉のうえ、入院先となる受入先の確保
- ・ 一般病床における感染症患者受入体制への支援



マスク等の確保に係る状況について

以下のとおり確保している物資を関係施設に順次配布
 マスク 約146万枚（うち医療用6万枚）
 消毒液 約12,000本

1 マスク

提供先		種別	配布枚数	配布先	配布時期
国	各省庁備蓄分 (250万枚)	サージカルマスク	86,000	感染症指定医療機関等	3月18日
	一括購入分 (1,500万枚)	サージカルマスク	610,000	感染症指定医療機関等	3月末まで
	一括購入分 (2,150万枚)	布製マスク	未定	高齢者施設等	未定
中国	広東省	サージカルマスク	600,000	医療機関等を予定	近日中
	広東省	医療用マスク (N95相当)	50,000	医療機関等を予定	近日中
	海南省	サージカルマスク	100,000	医療機関等を予定	近日中
民間	個人	医療用マスク (N95相当)	10,000	感染症指定医療機関 (県立4病院)	3月16日
計			1,456,000		

※別途、山東省からの提供についても調整中

2 消毒液

提供先		品名等	配布本数	配布先	配布時期
国		エタノールジェル (250ml)	225	障害者世帯を予定	調整中
民間	中国人民対外 友好協会	微酸性次亜塩素酸水 スプレー(300ml)	6,360	高齢者施設等	調整中
	(株)ピカソ 美化学研究所	ハンドジェル (80ml)	5,000	訪問介護事業所	3月18日
計			11,585		

令和2年3月19日

知事メッセージ

兵庫県では、3月1日に県内初の陽性患者が確認されて以降、本日午前までに92名の患者が確認されていますが、患者の大部分は、病院、デイケア施設、認定こども園など感染源が明らかになっています。濃厚接触者の追跡・確認と健康観察を徹底し、「クラスター化の防止」と、「感染者からの第2次感染の封じ込め」を実現します。これら2つの課題に向けて、国や市町と連携し、県民の皆様の安全を最優先に、以下のことに全力で取り組みます。

1 本県の状況について

本県では、感染源の多くはクラスターとして特定されており、濃厚接触者、その他の関係者は健康観察などの措置がすでにとられています。今後も治療、検査、観察を徹底し、続けてまいります。

2 検査体制について

症状などから感染が疑われる方のPCR検査については、県内31箇所の帰国者・接触者外来からの依頼に対し、県立健康科学研究所及び県内3カ所の地方衛生研究所で実施しています。

濃厚接触者に対する検査により、件数が大幅に増加していますが、検査機関の相互の協力により、迅速に検査を実施しています。

3 医療体制の確保について

感染症予防策を講じた病床を既に212床を確保しています。今後の患者増に備え、さらなる病床確保を進めていきます。また、症状に応じた入院先の調整や保健所管轄を超えた広域調整を行うため、本日、「新型コロナウイルス入院コーディネートセンター」を設置しました。

外来医療においては、「帰国者・接触者外来」を既に31機関設置していますが、さらなる増加を目指します。

4 マスク等の確保について

現在、医療用・一般用マスクを約146万枚、消毒薬を約1万2,000本確保しています。県内の医療機関や社会福祉施設などの不足状況を調査した上で、順次配布を行っています。今後も、マスク等の医療用資材のさらなる確保を進めます。

医療用マスクについては、4月中頃までの在庫は確保しており、既に国から供給のあった8万6千枚を感染症指定医療機関等に配布し、3月中には、さらに61万枚を配布します。

今後も、中国（広東省・海南省）から支援される約75万枚のマスクを配布するほか、県内の関係事業団体等へ働きかけていきます。

また、防護服や消毒用エタノール等の医療用資機材についても、医療機器取扱事業者等への働きかけや国への優先供給要請により、医療機関での確保を支援します。

5 本部体制の強化について

関係部局が一体となって対処するため、本部事務局を災害対策センターに設置して、体制を一層強化し、国、関西広域連合、府県、市町等と連携しながら、感染拡大防止に向けて迅速かつ的確に対応します。

6 学校について

県立学校は、春季休業中も引き続き、児童生徒及び教職員の健康管理を引き続き徹底します。外出するか否かは外出先の感染状況を踏まえ、保護者と相談（各自）のうえ判断します。

春休みの活動は、従来の春休みに準じます。

部活動は、活動場所を校内のみとし、密集、換気、飛沫感染となる会話等に留意します。活動時間は1日2時間を上限とし、少なくとも月～金に2日、土日に1日の計3日は休み、対外試合・合同試合は行わないこととします。

新学期は例年どおり開始する方向で準備します。

市町立学校の春季休業の取り扱いについては、県立学校の対応を参酌し、設置者が判断します。

私立小中高の春季休業の取り扱いについては、県教育委員会と同様の対応を要請します。

7 社会福祉施設について

高齢者施設、障害者施設などの社会福祉施設等における感染拡大を防止するため、不要不急の面会自粛や、面会者へのマスク着用を要請しています。国から布製マスクが施設へ直接送付されるとともに、衛生管理体制強化のため、マスクの購入等を支援します。

8 社会教育施設について

県主催事業は、3月31日まで鑑賞のみの自主事業を除き、引き続き自粛します。

貸館事業は、主催者の判断によることとします。

9 イベント等について

感染症対策の措置を徹底するとともに、密閉空間、密集、近距離での会話の禁止3要素を守り、集客イベントについては中止・延期等を要請します。

県立都市公園において、花見期間中（3月20日から4月5日まで）は、一般花見客の来園・食事は妨げませんが、飲酒の禁止を要請します。

また、滞留防止のため、露店等の出店は不可とします。

10 県民へのお願い

- ① 県民の皆様には、手洗いや咳エチケットを徹底し、発熱等の風邪症状がみられる場合は、外出を自粛してください。
- ② 専門家の指摘のとおり、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声などが多くなる3要素を避けたうえで、不要不急の大阪やその他の地域との往来、外出や会合を自粛してください。
- ③ 新型コロナウイルス感染症について不明・不安な点等があれば、県が設置している、24時間コールセンター（相談窓口 078-362-9980）にお問い合わせください。
- ④ 関係施設や関係者については、しっかり把握・対応していますので、憶測やデマなどに惑わされないように、冷静に対処してください。